



労働行政のあらまし



(萬次郎少年像 土佐清水市)

高知労働局では、「令和2年度高知労働局行政運営方針」に基づき国の労働行政機関として、他の国の機関、高知県、県内各市町村、関係団体とも連携、協働して、次頁以降の重点対策に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に対応するために、労働局、労働基準監督署、ハローワークにおける「三密」を避けるための方策等を実施し、健康・安全・安心に配慮しながら、継続的に以下の取組を推進してまいります。

- ・「特別労働相談窓口」における迅速かつ円滑な対応
- ・「雇用調整助成金」の特例措置の周知及び迅速な支給
- ・各種助成金等（「小学校休業等対応助成金・支援金」、「働き方改革推進支援助成金」の「新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース」や「職場意識改善特例コース」）の周知や利用促進
- ・新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業・小規模事業者に与える影響に配慮し、労働基準関係法令の周知徹底、労働保険料等の納付猶予措置の適切な運用等に係るきめ細かな対応
- ・求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援、雇用保険の基本手当の支給や、求職者支援制度による再就職支援
- ・採用内定の取消しを受けた新卒者等に対して、新卒応援ハローワーク等において、学校とも連携しながら、新たな就職先の確保に取り組むなどの丁寧な就職支援
- ・求職者、雇用保険被保険者等に対し、関係機関による生活支援・小口融資の相談窓口・支援策の情報提供
- ・事業主等に対し、各ハローワーク窓口において各助成金の申請方法の説明等、きめ細かな個別相談対応に努めるとともに、経営相談、資金繰り等に対しては関係機関窓口の案内等情報を提供

高知労働局

I 「働き方改革」を推進します

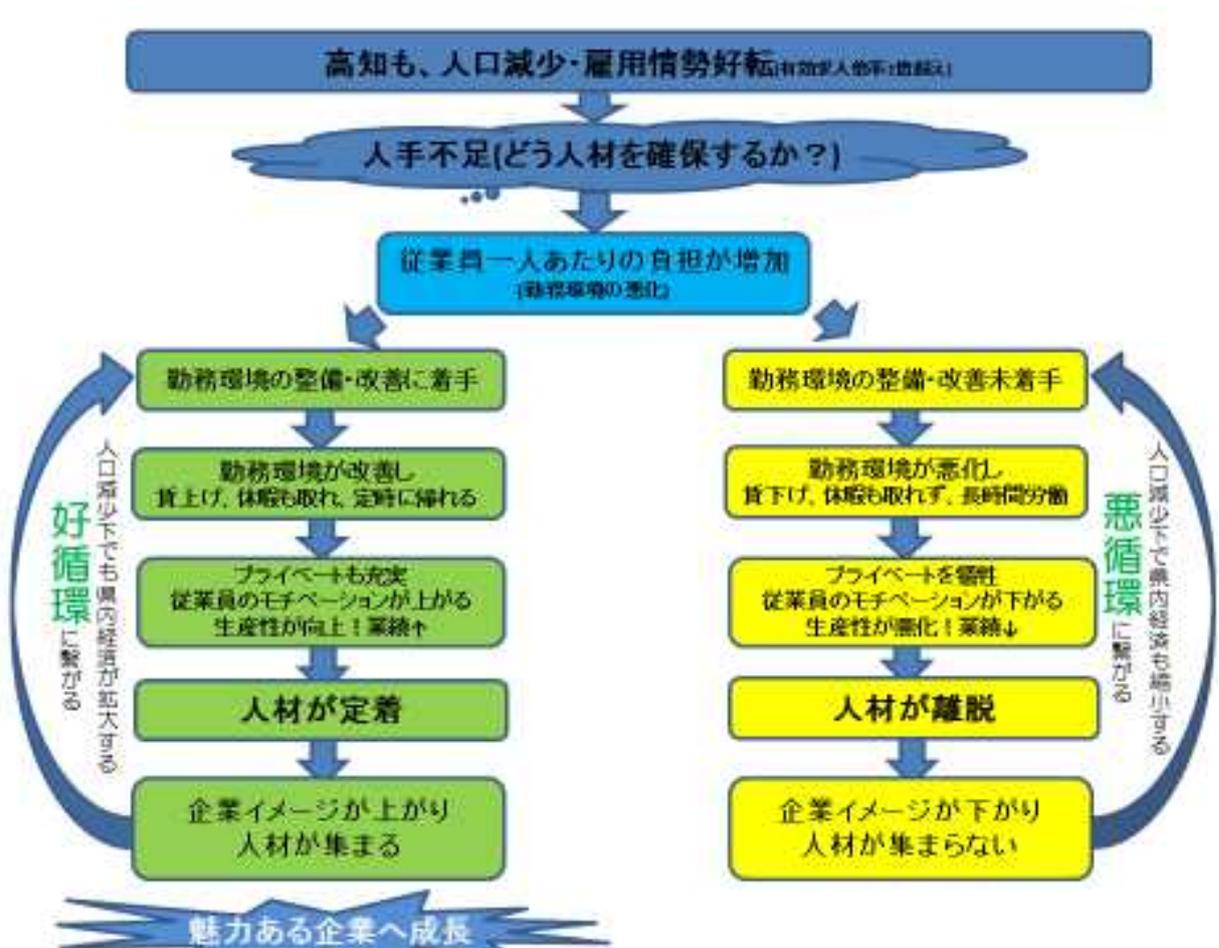
働き方改革を着実に推進するには、我が国の大半を占める中小企業・小規模事業者等において取組を進めていくことが重要であり、大企業よりも人手不足感が強い中小企業・小規模事業者等の多くは、生産性向上等による企業の変革とともに、職場環境や労働者の待遇の改善等により、「魅力ある職場づくり」が求められています。

特に高知県では、全国に先行して少子・高齢化、人口減少が進んでおり、これに歯止めをかけ、活力ある社会を築いてゆくことが必要です。また、労働人口の中長期的な減少が見込まれるなど、人材不足分野が顕在化しているなか、人材の確保が課題となっています。

このようななか、昨年4月から順次施行されている「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の円滑な施行に向けて取り組むとともに、前述の課題解決のためには、働き方改革によって「仕事と生活の調和を図ることができる、魅力ある職場づくり」を推進する必要があります。

このため、各企業における働き方改革を推進することを目的として、次の事項等に積極的に取り組みます。

- ◆ 過労死等防止対策の推進
- ◆ 過重労働解消による健康障害防止に係る監督指導等の実施
- ◆ 企業経営者への働きかけ
- ◆ 働き方・休み方の見直しに取り組む企業等への支援



生産の向上を図ることによって、高知県における「魅力ある職場づくり」を推進し、持続可能な企業成長の好循環を実現します。

(1) 『高知県働き方改革推進会議』による取組み

高知県働き方改革推進会議は、県内各地で働き方改革推進の機運を醸成するため、「定住の決め手は良質な正社員雇用の確保、創出」という観点から、労働局、経済産業局、県、労使団体、金融機関の代表者が一堂に会して意見を交換し、課題解決のための共通認識を得るとともに、国、県の雇用対策と労使の自主的な取組みに反映させることを目的としています。

令和2年2月19日に第5回高知県働き方改革推進会議を開催し、「高知県働き方改革推進会議における確認事項」の具体的な目標として、以下の事項について取り組むこととなっています。

- ◆ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略2016改訂版」(平成28年12月22日閣議決定)を踏まえ、高知県内の週労働時間60時間以上の雇用割合を5%以下にする(令和2年まで)。
- ◆ 高知県正社員転換・待遇改善実現プラン(平成28年3月15日高知労働局策定・平成31年3月29日改定)を踏まえ、正社員求人数120,000人以上、正社員就職・正社員転換数29,000人以上を実現する(令和2年度まで)。
- ◆ 第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)を踏まえ、高知県内の管理的職業従事者(課長相当職以上)に占める女性の割合を21%以上にする(令和2年まで)。

(2) 金融機関との「包括連携協定」による取組み

高知労働局は、四国銀行及び高知銀行と緊密に連携して、高知県内の労働者の働き方改革・地域振興等を推進するため「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結しています。

労働者の処遇改善、ワーク・ライフ・バランスの推進などの働き方改革の諸課題に取り組むため、融資等を通じて地域の企業等と密接に関わっている四国銀行及び高知銀行と連携・協力して、高知県における働き方改革、労働生産性向上に向けた取組みが進むための後押しを行います。

(3) 「高知県働き方改革推進支援センター」(委託事業)を通しての取組み

中小企業・小規模事業者等を中心に、①~④などの支援を総合的に行います(相談無料、秘密厳守)。

- ① 時間外労働の上限規制による長時間労働の是正
- ② 正規雇用労働者(無期雇用フルタイム)と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期契約労働者・派遣労働者)との不合理な待遇差の解消を目指す同一労働同一賃金の実現
- ③ 生産性向上による賃金引上げ
- ④ 人手不足の解消に向けた人材の確保・定着

高知県働き方改革推進支援センター

〒781-5101 高知市布師田3992-2(高知県中小企業会館1階)

電話:088-846-7087 フリーダイヤル:0120-899-869

Mail:hatarakikata@joho-kochi.or.jp

高知県働き方改革推進支援センター幡多出張所

〒787-0029 四万十市中村小姓町42(中村商工会館2階)

電話連絡は、本所(高知市内のセンター)までお願いします。

電話:088-846-7087 フリーダイヤル:0120-899-869

Ⅱ 女性・若者・高齢者・障害者等の活躍促進

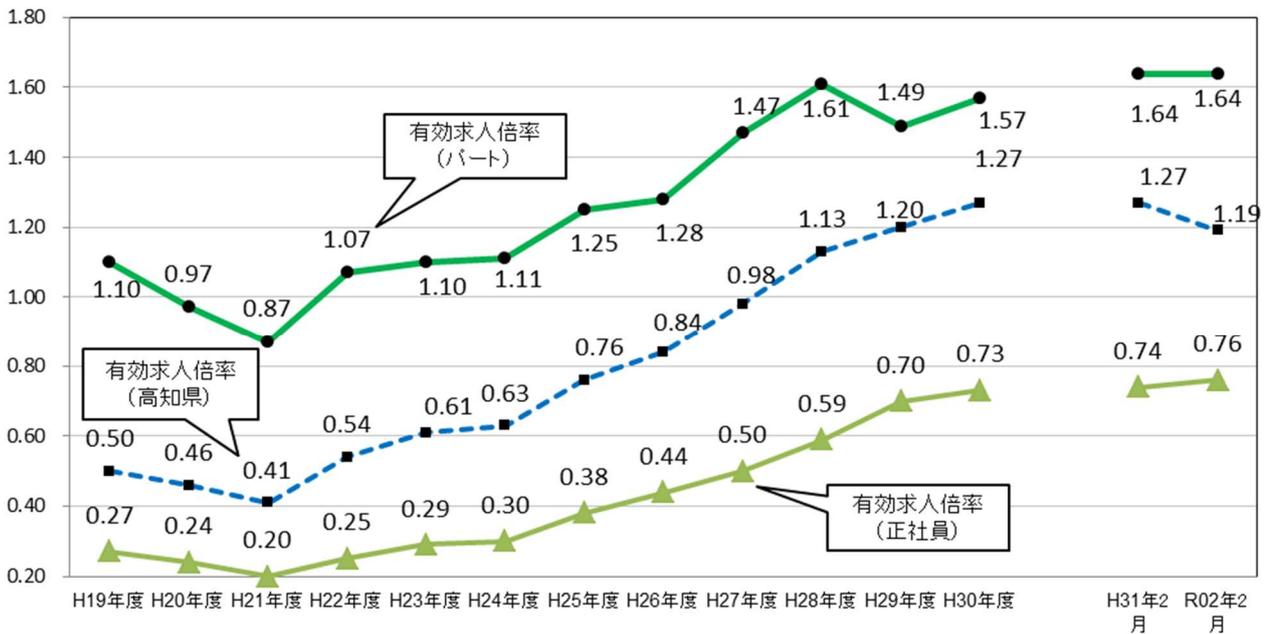
「高知県雇用対策協定」に基づき、高知県と高知労働局がそれぞれの強みを発揮し相互に連携して、地域における求職者の就職等雇用施策を効果的・一体的に実施します。

(1) 正社員等、良質求人確保

高知県は、全国に先行して、少子・高齢化、人口減少が進んでおり、これに歯止めをかけるためには、定住者を増やすことが必要です。そのためには高知県内各地で良質な正社員雇用を確保・創出し、正社員就職者を増やすことが不可欠であることから、「高知県正社員転換・待遇改善実現プラン」の推進に取り組みます。

- ◆ 正社員求人確保・正社員就職の推進
- ◆ 不本意非正規労働者の正社員転換の推進

有効求人倍率の推移（高知県）



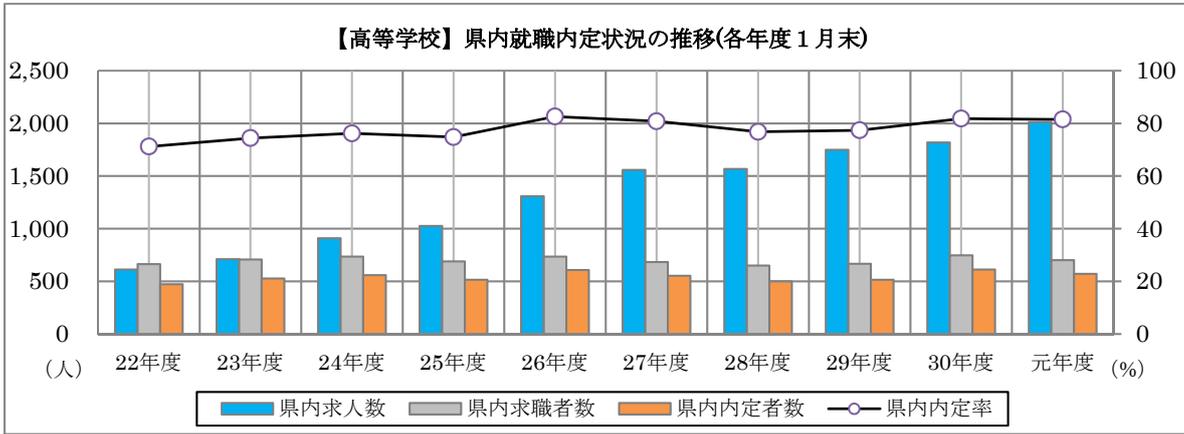
*有効求人倍率（高知県）は季節調整値、(パート)・(正社員)は原数値

(2) 若年者雇用対策の推進

平成27年10月1日に施行された「若者雇用促進法」に基づき、新卒者を募集する企業の職場情報提供の推進や労働関係法令違反を繰り返す事業所からの新卒求人の不受理等、若者の適職選択に関する取り組みを行い、職業的自立を支援します。

また、「高知労働局新卒者等人材確保推進本部」を中心に、地域の関係機関等の連携により新卒者・既卒者の正社員就職の実現を支援します。

- ◆ 在学中からの職業意識形成及び労働法制の知識付与の推進
- ◆ 既卒3年応募可能求人拡大及び未就職卒業生の就職支援の推進
- ◆ 面接会及び面談会を開催することによる就職機会の拡大の推進
- ◆ 「地域若者サポートステーション」等との連携による中途退学者等の就職支援の推進
- ◆ ユースエール企業認定の推進
- ◆ 「ジョブカフェこうち」等との連携による就職支援の推進
- ◆ フリーター等の正規雇用化の推進



令和2年3月新規高等学校卒業予定者で就職未内定者の就職機会の確保として、また、企業に対しては若年労働者確保の支援として、高知労働局・高知県・高知県教育委員会・ジョブカフェこうち・公共職業安定所（ハローワーク）の主催により、令和元年11月6日（水）高知市文化プラザかるぼーとにおいて「高校生就職フェア」を開催し、高校生28名、県内外の企業93社が参加しました。

令和2年度においても、積極的に面接会・面談会を開催します。

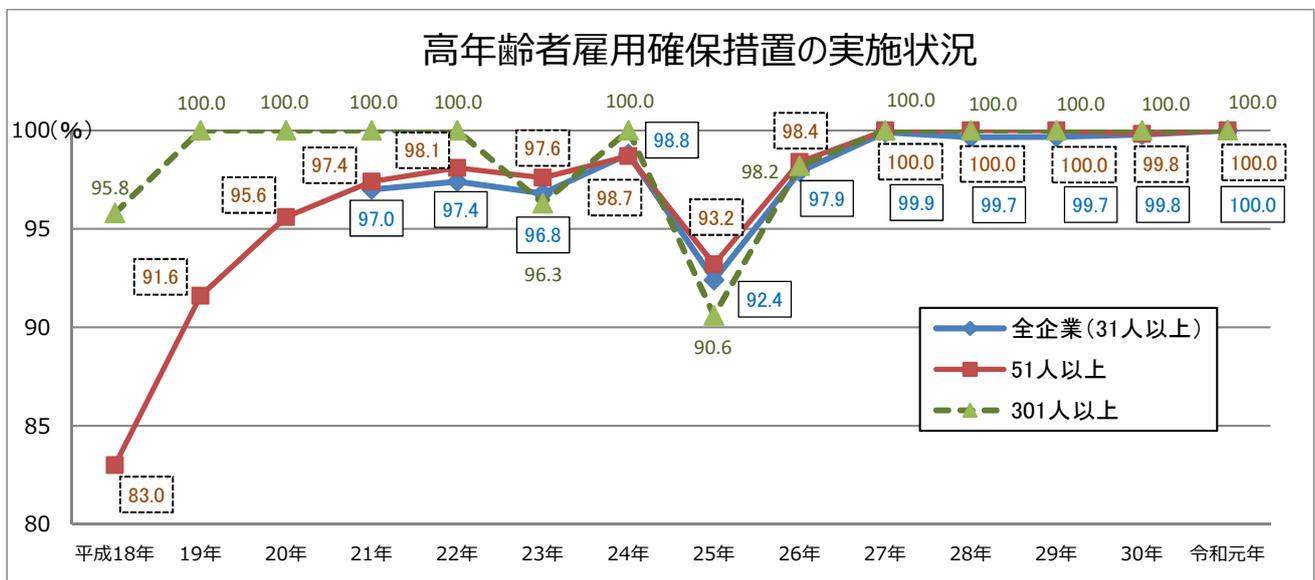
3 高齢者雇用対策の推進

高知県においては少子高齢化が進展し、県人口は昭和60年(839,784人)から減少局面を迎えています。高齢化も全国より約10年先行していると言われており、平成27年国勢調査によると、高齢化率(65歳以上が人口に占める割合)は32.8%で全国ワースト2(全国平均26.6%)となっています。令和2年2月1日現在の高知県推計人口695,405人を5歳区分で見ますと、70歳から74歳が最も多く59,107人、次いで65～69歳の人口が54,555人となっています。

現在、高齢者等の雇用の安定等に関する法律において、企業に対し65歳までの高齢者雇用確保措置を講ずることが義務づけられています。また、今年度の通常国会には70歳までの就業機会確保についての改正法案が提出されており、高齢者の多様な就業機会の確保が、重要な課題となっています。

高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」の実現を目指します。

- ◆ 年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる社会の実現に向けた高齢者の就労促進
- ◆ 高齢者等の再就職の援助・促進
- ◆ 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大



(4) 障害者雇用対策の推進

令和元年6月1日現在の民間企業における障害者の実雇用率は2.36%と前年より0.06ポイント上昇し、法定雇用率である2.2%を上回り、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新しました。また、法定雇用率を達成している企業の割合は61.5%と前年より1.8ポイント上昇しました。しかしながら、雇用率未達成企業も多くあることから、障害者の一層の雇用促進を図るために、法定雇用率達成指導を厳正に実施するとともに、各種支援制度の活用を推進し、障害者の雇用の促進を図ります。

また、公的機関については令和元年12月1日の時点で法定雇用率を達成していない機関が6機関存在し、令和2年度においては、民間企業とともに公的機関に対しても障害者雇用に係る支援を強化していきます。

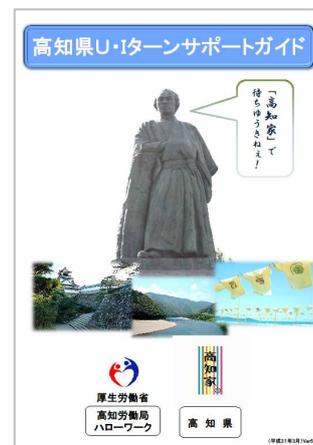
- ◆ 雇用率達成指導の厳正な実施
- ◆ 雇用・福祉・教育・医療の連携による就労支援の強化
- ◆ 障害特性に応じた就職・雇用継続の支援の推進

(5) 人材不足分野における人材確保、育成支援の推進

- ◆ 福祉・建設・運輸・警備等の人材不足分野における人材確保に向けた支援の強化
- ◆ 人材不足分野における公的職業訓練の拡充
- ◆ 就職氷河期世代の方々（不安定就労者・長期無業者・ひきこもりの方等）の活躍促進・就労支援

(6) 安心して働くことができる雇用対策の推進

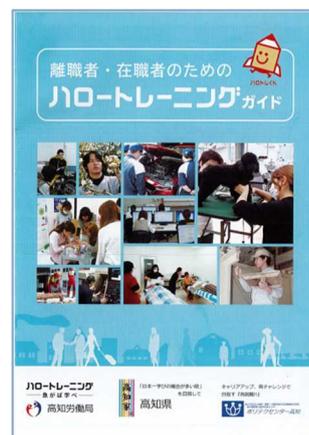
- ◆ 求職者ニーズに応じたきめ細かな就職支援
- ◆ 子育てする女性等の就職支援
- ◆ U・Iターン就職の促進
- ◆ 地方自治体との連携による就職支援
- ◆ がん患者等の就職支援



(7) 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発支援の推進

新たな知識・技能の習得を通じた離職者等の再就職支援が促進されるよう、成長や雇用が見込まれる分野を中心に職業訓練を推進し、労働市場の動向や労働者の適正に応じた適切な支援を行っていきます。

- ◆ 地域のニーズに即した職業訓練の展開
- ◆ 労働者・企業の職業能力開発への支援
- ◆ ジョブ・カード制度の推進
- ◆ 「離職者、在職者のためのハロートレーニングガイド」の作成・配布



Ⅲ「働く人の安全・安心の確保」に取り組みます

全ての労働者が、安全で安心して働くことができる職場環境の実現を目指し、「労働者の安全と健康確保対策」、「労働条件の確保・改善対策」、「最低賃金制度の適切な運営」、「労災補償対策」、「個別労働関係紛争解決の促進」、「労働保険制度の適正な運営」等に積極的に取り組みます。

(1) 労働条件の確保・改善対策等

全ての労働者が安全で安心して働くことができるよう、法定労働条件の履行確保を図るとともに、労働基準関係法令を遵守しない重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処します。

- ◆ 解雇・雇止め、賃金不払事案等への的確な対応
- ◆ 賃金不払残業の防止に向けた取組みの推進
- ◆ 学生アルバイト、非正規労働者及び特定分野の労働者の労働条件確保対策の推進
- ◆ 労働契約法に定める「無期転換ルール」などの労働契約に関するルールの周知啓発
- ◆ 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組みの推進
- ◆ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備

(2) 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度が持つセーフティネット機能を有効なものとするため、高知地方最低賃金審議会を円滑に運営するとともに、最低賃金制度の周知徹底を図ります。

- ◆ 高知県の地域、産業の実情等に応じた最低賃金の適正な改正
- ◆ 最低賃金制度の周知広報と監督指導等による最低賃金の履行確保
- ◆ 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の実施

高知県最低賃金

時間額 **790** 円
令和元年 10 月 5 日 発効

※高知県最低賃金は、高知県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。特定（産業別）最低賃金から適用を除外された者もこの最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金の名称	最低賃金額時間額（円）	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業 (適用除外:①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に従事する者 ④手作業により又は手工具若しくは操作の容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め又は部品そう入の業務に従事する者。ただし、部品そう入については、基幹的業務となっているものを除く。)	793円	令和元年 12 月 29 日
一般貨物自動車運送業（車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上の貨物自動車の運転業務従事者） (適用除外:①21歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者 ③集荷場、貨物ターミナル等貨物の集散する場所の間を運送する貨物を集荷し又は当該場所の間を運送した貨物を配達する業務に従事する者 ④生コンクリート又は土砂等（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）第 2 条第 1 項の土砂等をいう。）を運搬する業務に従事する者	910円	平成 19 年 6 月 2 日

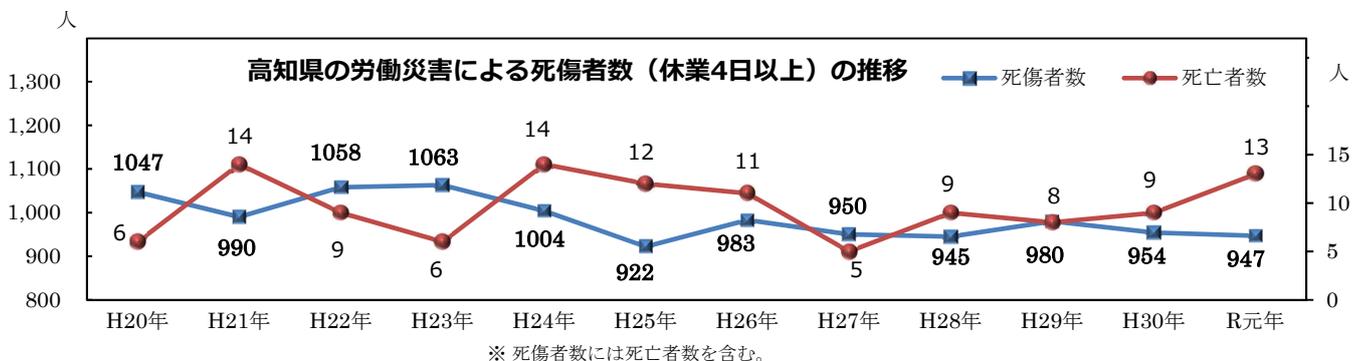
(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進

第13次労働災害防止計画（2018年度～2022年度）の主な目標

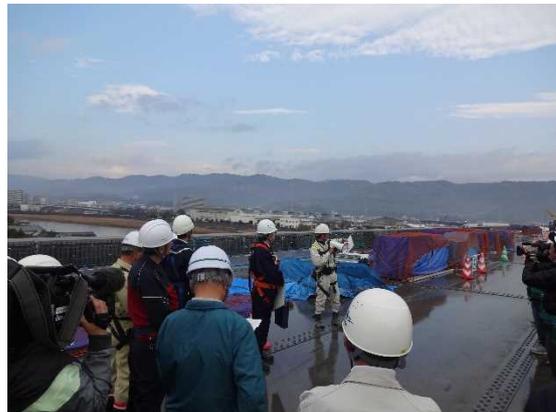
- 死亡災害については、死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- 死傷災害（休業4日以上）については、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合について、2017年と比較して、2022年までに80%以上とする。

目標達成に向け、以下の対策について、労働災害防止団体や業界団体等と連携・協働し、効率的かつ効果的に取り組みます。

- ◆ 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進（建設業・製造業・林業対策）
- ◆ 過労死等の防止対策、労働者の健康確保対策の推進
- ◆ 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等に対する取組
- ◆ 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進
- ◆ 化学物質による健康障害防止対策
- ◆ 石綿健康障害予防対策
- ◆ 受動喫煙防止対策
- ◆ 粉じん障害防止対策
- ◆ 安全衛生優良企業公表制度・健康経営の周知等



安全パトロール
労使専門委員と労働局長による



(4) 労災補償対策の推進

- ◆ 労災保険給付の迅速・適正な処理の推進
- ◆ 被災労働者の社会復帰の促進
- ◆ 労災保険制度の周知徹底

石綿関連疾患に係る補償（救済）制度

- 石綿関連疾患（中皮腫、肺がん、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚）を発症し、それが石綿（アスベスト）にばく露する作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険給付又は特別遺族給付金が支給されます。
- 特別遺族給付金の**請求期限**は**令和4年3月27日**まで
- 特別遺族給付金の**支給対象**は**平成28年3月26日**までに亡くなられた労働者のご遺族の方

二次健康診断等給付

- 定期健康診断において、脳・心臓疾患に関連する「①血圧検査・②血中脂質検査・③血糖検査・④腹囲の検査又はBMI（肥満度）の測定」のすべての検査項目について異常の所見があると診断された場合は、二次健康診断等給付を受けることができます。

(5) 個別労働関係紛争解決の促進

総合労働相談コーナーでは、労働関係に関するあらゆる分野の相談に応じるとともに、個々の労働者と事業主間における個別労働関係紛争の適切かつ迅速な解決の促進を図ります。

- ◆ 個別労働関係紛争の複雑化に対応した総合労働相談コーナーの機能の強化
- ◆ 助言・指導及びあっせん制度の的確な運用

- 総合労働相談コーナーで、労働相談や法令・判例等の情報の提供を行います。
- 高知労働局長の助言・指導により、個別労働関係紛争の解決を支援します。
- 高知紛争調整委員会における「あっせん」制度により、個別労働関係紛争の解決を図ります。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
個別労働関係紛争相談件数	1,170	1,293	1,231	1,351	1,294	1,167
助言・指導申出件数	34	40	34	46	65	57
あっせん申請件数	31	26	32	22	20	19

単位：件 ※令和元年度は令和2年2月末現在の件数となる。

(6) 労働保険制度の適正な運営

労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等を図るために、労働者を雇用する全ての事業主の労働保険への加入と保険料の確実な納付等に取り組みます。

- ◆ 労働保険料等の適正徴収
- ◆ 労働保険の未手続事業一掃対策の推進
- ◆ 労働保険年度更新の円滑な実施
- ◆ 電子申請の利用の促進

IV 「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる雇用環境」の実現を目指します

労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮し、継続就業できるよう、(1)「仕事と家庭の両立支援対策」、(2)「雇用の分野における男女機会均等及び待遇の確保対策の推進」、(3)「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」、(4)「女性の活躍推進」、(5)「職場における総合的なハラスメント対策の推進」等に取り組みます。

(1) 仕事と家庭の両立支援対策

ア 育児・介護休業法の履行確保

- ◆ 法に基づく指導
- ◆ 相談に対する紛争解決の援助

イ 次世代育成支援対策推進法の履行確保

- ◆ 101人以上規模の企業への行動計画の策定指導
- ◆ 男性の育児休業等取得促進と「くるみん」認定企業の増加及び「プラチナくるみん」の認知度促進
- ◆ 高知県との雇用対策協定に基づく「くるみん」認定制度等の周知協力

ウ 両立支援に関する効果的・効率的な情報提供等

- ◆ 両立支援制度の整備の支援等
- ◆ 「両立支援等助成金」の活用



(2) 雇用の分野における男女機会均等及び待遇の確保対策の推進

ア 男女雇用機会均等法の履行確保

- ◆ 法に基づく指導
- ◆ 相談に対する紛争解決の援助
- ◆ セクシュアルハラスメント対策及び母性健康管理対策の推進

イ ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援

- ◆ 企業における女性の活躍促進に向けた情報開示（見える化）の推進
- ◆ 女子学生等に対する「女性の活躍・両立支援総合サイト」等活用した就職情報の収集方法についての周知

(3) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

ア パートタイム労働法（現行法）の履行確保

イ パートタイム・有期雇用労働法（令和2年4月1日施行、但し中小企業における適用は令和3年4月1日）の円滑な施行に向けた周知

- ◆ 改正法の周知、説明

ウ 均等・均衡待遇等に取り組む事業主に対する相談支援

- ◆ 働き方改革推進支援センターによる個別相談援助

エ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）による解決支援

(4) 女性の活躍推進

- ◆ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定促進指導等
 - ・改正女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）の周知徹底
 - ・「えるぼし」・「プラチナえるぼし」認定制度についての周知
 - ・「両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）」の活用による取組の促進



(5) 職場における総合的なハラスメント対策の推進

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に係る法律（労働施策総合推進法）が改正され、令和2年6月から順次施行されます。改正法の円滑な施行に向けて周知・支援を行います。

- ◆ パワーハラスメント防止対策の義務化（但し中小企業は令和4年3月31日までは努力義務）
- ◆ セクシュアルハラスメント防止対策等の強化

V 相談窓口一覧

● 総合労働相談

相談したい事項	相談窓口
・労働条件、募集、採用、いじめ、嫌がらせ等の職場環境を含め、労働問題に関するあらゆる分野の労働者、事業主からの相談	各 総合労働相談コーナー(高知労働局雇用環境・均等室、各 労働基準監督署内)

● 労働条件に関すること

相談したい事項	相談窓口
・解雇、賃金不払に関する相談 ・労働時間、休日に関する相談 ・休暇等労働条件に関する相談 ・賃金制度に関する相談	高知労働局労働基準部 監督課 各 労働基準監督署
・時間外労働等改善助成金に関する相談	高知労働局雇用環境・均等室

● 最低賃金、退職金制度に関すること

相談したい事項	相談窓口
・最低賃金に関する相談 ・賃金統計に関する相談	高知労働局労働基準部 賃金室 各 労働基準監督署
・退職金制度に関する相談 ・業務改善助成金に関する相談	高知労働局雇用環境・均等室

● 健康安全に関すること

相談したい事項	相談窓口
・職場の安全衛生に関する相談 ・労働者の健康管理に関する相談 ・安全衛生の免許等に関する相談	高知労働局労働基準部 健康安全課 各 労働基準監督署

● 労災保険に関すること

相談したい事項	相談窓口
・仕事中や通勤途上のケガ（職業性疾病を含む）をしたときの労災請求方法や給付に関する相談 ・労災年金受給者の年金、介護に関する相談	高知労働局労働基準部 労災補償課 各 労働基準監督署

● 求人・求職に関すること

相談したい事項	相談窓口
・従業員の募集に関する相談 ・仕事探しに関する相談 ・新卒者の募集、就職に関する相談 ・労働者派遣に関する相談	高知労働局職業安定部 職業安定課 各 ハローワーク（公共職業安定所）
・高齢者、障害者、外国人等の雇用管理に関する相談 ・各種助成金制度（雇用管理に係る助成金）に関する相談	高知労働局職業安定部 職業対策課 各 ハローワーク（公共職業安定所）
・人材開発に関する相談 ・求職者支援制度、職業訓練に関する相談	高知労働局職業安定部 訓練室 各 ハローワーク（公共職業安定所）

● 男女差別、両立支援等に関すること

相談したい事項	相談窓口
・職場における男女の均等な処遇に関する相談 ・職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談 ・母性健康管理に関する相談 ・育児、介護休業等に関する相談 ・パートタイム・有期雇用労働に関する相談 ・各種助成金制度（両立支援等に係る助成金）に関する相談	高知労働局雇用環境・均等室

● 労働保険に関すること

相談したい事項	相談窓口
・労働保険の加入に関する相談 ・労働保険の申告、納付等に関する相談	高知労働局総務部 労働保険徴収室 各 労働基準監督署
・雇用保険の加入手続きについて ・失業給付、育児給付、介護給付について ・高年齢者継続雇用給付について ・教育訓練給付について	各 ハローワーク（公共職業安定所）

VI 高知労働局の組織

高知労働局

〒781-9548 高知市南金田1番39号

総務部	総務課	☎ 088 (885) 6021	FAX 088-885-6037
	労働保険徴収室	☎ 088 (885) 6026	FAX 088-885-6038
雇用環境・均等室		☎ 088 (885) 6041	FAX 088-885-6042
労働基準部	監督課	☎ 088 (885) 6022	FAX 088-885-6038
	健康安全課	☎ 088 (885) 6023	FAX 088-885-6038
	賃金室	☎ 088 (885) 6024	FAX 088-885-6038
	労災補償課	☎ 088 (885) 6025	FAX 088-885-6038
	労災補償課分室	☎ 088 (820) 5135	FAX 088-820-5136
職業安定部	職業安定課	☎ 088 (885) 6051	FAX 088-885-6064
	職業対策課	☎ 088 (885) 6052	FAX 088-885-6064
	訓練室	☎ 088 (888) 6600	FAX 088-885-6064

労働基準監督署

高知	☎ 088 (885) 6031	FAX 088-885-6036
須崎	☎ 0889 (42) 1866	FAX 0889-42-1868
四万十	☎ 0880 (35) 3148	FAX 0880-35-5520
安芸	☎ 0887 (35) 2128	FAX 0887-35-4019

公共職業安定所（ハローワーク）

高知	☎ 088 (878) 5320	FAX 088-878-5341
香美	☎ 0887 (53) 4171	FAX 0887-53-2291
須崎	☎ 0889 (42) 2566	FAX 0889-42-2569
四万十	☎ 0880 (34) 1155	FAX 0880-34-4996
安芸	☎ 0887 (34) 2111	FAX 0887-35-3474
いの	☎ 088 (893) 1225	FAX 088-893-1226

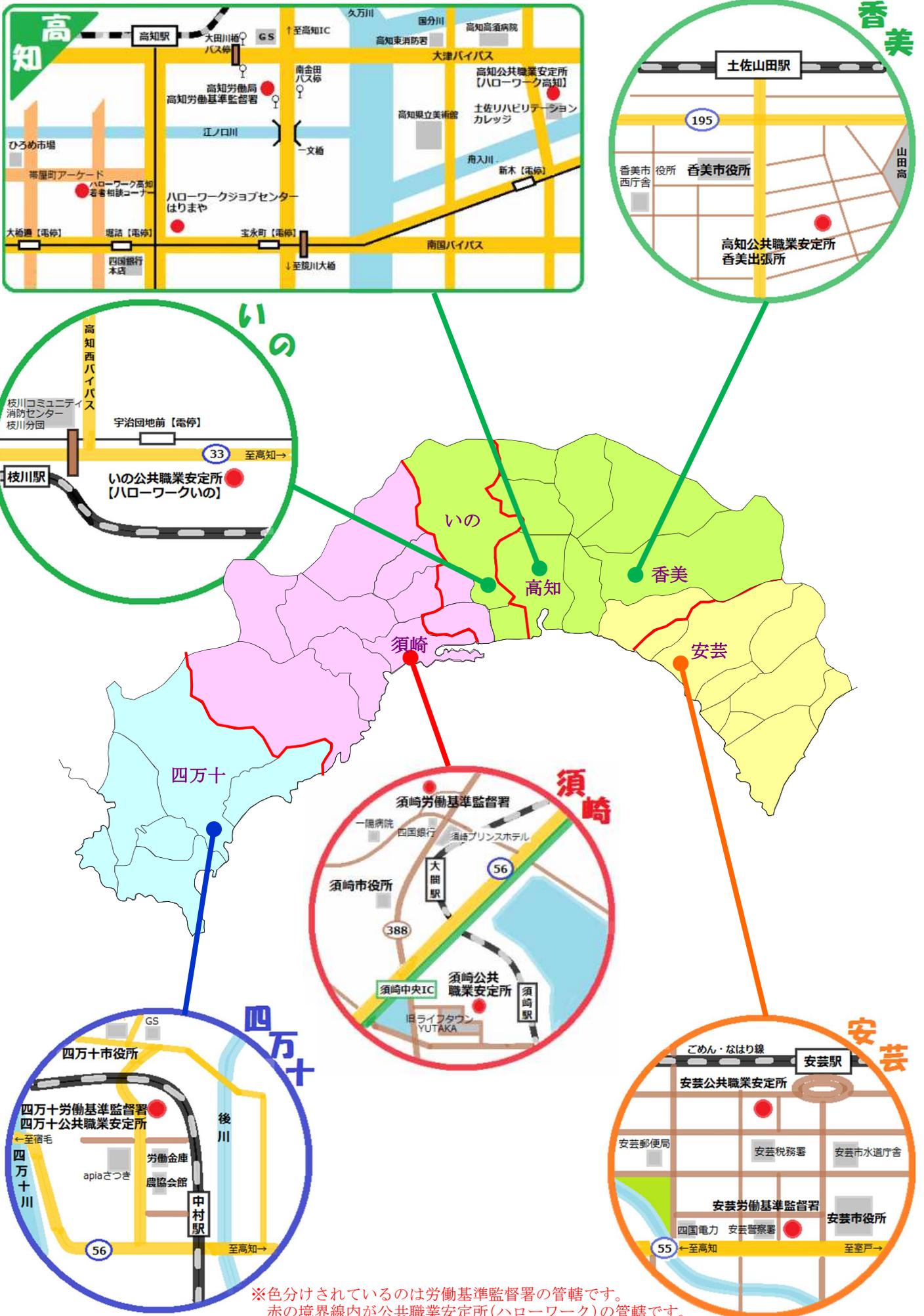
高知公共職業安定所（ハローワーク高知）の附属施設

ハローワークジョブセンターはりまや	職業紹介コーナー	☎ 088 (884) 8105
	わかものハローワーク	☎ 088 (884) 8105
	就職支援コーナー（委託事業）	☎ 088 (885) 5835
	U・Iターン相談コーナー（高知県）	☎ 088 (882) 0845
高知新卒応援ハローワーク（ハローワーク高知 学卒コーナー）		☎ 088 (878) 5342
若者相談コーナー（ジョブカフェこうち 3階）		☎ 088 (802) 2076

「総合労働相談コーナー」のご案内

高知労働局総合労働相談コーナー	（高知労働局雇用環境・均等室内）	☎ 088 (885) 6027
高知総合労働相談コーナー	（高知労働基準監督署内）	☎ 088 (885) 6010
須崎総合労働相談コーナー	（須崎労働基準監督署内）	☎ 0889 (42) 1866
四万十総合労働相談コーナー	（四万十労働基準監督署内）	☎ 0880 (35) 3148
安芸総合労働相談コーナー	（安芸労働基準監督署内）	☎ 0887 (35) 2128

高知労働局・労働基準監督署・公共職業安定所[ハローワーク]の案内図



※色分けされているのは労働基準監督署の管轄です。
赤の境界線内が公共職業安定所(ハローワーク)の管轄です。